

# 「共謀罪」法案に懸念

## 国連特別報告者の書簡（要旨）

しんぶん赤旗 2017年5月24日(水)

国連のプライバシー権に関する特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏が18日、安倍晋三首相に提出した「共謀罪」法案に対する懸念を示す書簡（18日付）と、日本政府による抗議（18日の政府見解、22日の菅義偉官房長官記者会見）に対する「反論」（22日付）の要旨は次の通りです。

▽私は、人権理事会の決議28/16に基づき、プライバシーに関する権利の特別報告者としての私の権限の範囲において、この手紙を送る。

▽「共謀罪」法案が法律として採択された場合、法律の広範な適用範囲によって、プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性がある。

▽政府は、新法案に基づき捜査される対象は、「テロ集団を含む組織的犯罪集団」が現実的に関与すると予想される犯罪に限定されると主張している。しかし、「組織的犯罪集団」の定義は漠然としており、テロ組織に明らかに限定されているとはいえない。

▽政府当局は、新たな法案では捜査を開始するための要件として、対象とされた活動の実行が「計画」されるだけでなく、「準備行為」が行われることを要求していると強調する。しかし、「計画」の具体的な定義について十分な説明がない。「準備行為」は法案で禁止される行為の範囲を明確にするにはあまりにも曖昧な概念だ。

▽そのような「計画」と「準備行為」の存在と範囲を立証するためには、起訴された者に対して、起訴に先立ち相当程度の監視が行われることになる。このような監視の強化が予測され、プライバシーと監視に関する日本の法律に定められている保護・救済の在り方が問題になる。

▽「組織的犯罪集団」の定義の曖昧さが、国益に反する活動を行っていると考えられるNGO（非政府組織）に対する監視などを正当化する口実をつくり出す可能性があるともいわれている。

▽提案された法案は、広範な適用がされる可能性があることから、現状で、また他の法律と組み合わせてプライバシーに関する権利およびその他の基本的な国民の自由の行使に影響を及ぼすという深刻な懸念が示されている。

▽法的明確性の原則は、何が法律で禁止される行為なのかについて合理的に認識できるようにしているが、「共謀罪」法案は、抽象的かつ主観的な概念がきわめて広く解釈され、法的な不透明性をもたらし、この原則に適合しているとは思えない。

▽法案を押し通すために立法が急がれることで、この重要な問題についての広範な国民的議論を不当に制限することになる。

▽プライバシー関連の保護と救済につき、以下の5点に着目する。

(1)監視が強化される中であって、適切なプライバシー保護策を新たに導入する具体的条文や規定がない。

(2)監視に対する事前の令状主義の強化も予定されていない。

(3)国家安全保障を目的として行われる監視活動の実施を事前に許可するための独立した第三者機関を法令に基づき設置することも想定されていない。



(写真) ジョセフ・ケナタッチ氏

(4)捜査当局や安全保障機関、諜報機関の活動の監督について懸念がある。この懸念の中には、警察がGPS捜査や電子機器の使用の監視などの捜査のために監視の許可を求めてきた際の裁判所による監督と検証の質という問題が含まれる。

(5)嫌疑のかかっている個人の情報を検索するための令状を警察が求める広範な機会を与えることになり、プライバシーに関する権利に悪影響を及ぼすことが特に懸念される。

▽人権理事会から与えられた権限のもと、私は担当事件の全てについて事実を解明する職責を有している。

以下の諸点につき回答いただきたい。

○各主張の正確性に関する追加情報・見解○「共謀罪」法案の審議状況○国際人権法の規範および基準と法案との整合性○法案の審議に関して、市民社会の代表者が法案を検討し意見を述べる機会の有無。

## 日本政府の抗議への反論（要旨）

▽私の書簡は、日本政府が、提案された諸施策を十分に検討することができるように十分な期間の公的議論を経ることなく、法案を早急に成立させることを愚かにも決定したという状況においては、完全に適切なものだ。

▽私が（5月18日に）日本政府から受け取った「強い抗議」は、ただ怒りの言葉が並べられているだけで、全く中身はなかった。その抗議は、私の書簡の実質的内容について、一つの点においても反論するものでもなかった。

▽日本政府は、これまでの間、実質的な反論や訂正を含むものを何一つ送付して来ることができなかった。いずれかの事実について訂正を余儀なくされるまで、私は、安倍首相に向けて書いた書簡のすべての単語、ピリオド、コンマにいたるまで維持し続ける。日本政府がこのような手段で行動し、これだけ拙速に深刻な欠陥のある法案を押し通すことを正当化することは絶対にできない。

▽日本政府は、2020年の東京オリンピックに向けてTOC条約を批准するためにこの法案が必要だと主張する。しかし、このことは、プライバシーの権利に対する十分な保護措置のない法案の成立を何ら正当化するものではない。

## 「共謀罪」阻止するぞ

## 市民500人が国会前行動

しんぶん赤旗 2017年5月30日(火)



「私たちは諦めないぞ！共謀罪を阻止するまでがんばるぞ！」「私たちががんばるから野党もがんばれ！」一。参院本会議で「共謀罪」法案の審議が始まる29日昼、共謀罪NO！実行委員会と総がかり行動実行委員会の国会前行動が行われ、約500人（主催者発表）が声を上げました。

（写真）共謀罪法案は廃案」と抗議の声を上げる人たち＝29日、衆院第2議員会館前

総がかり行動実行委員会共同代表の高田健さんが主催者あいさつ。「国会会期残りの20日間、さらにたたかいを強めることによって『共謀罪』法案を廃案にする展望は十分にあり。私たち市民が野党4党1会派と結束してたたかいぬきましょう」と呼びかけました。

スピーチした日本出版労連出版研究室室長の橋田源二さんは、「人は本によって豊かな気持ちや内心、考え方をつくる。子どもたちにどのような本をどのような文章でつくったらわかりやすいか、その相談を共謀だと位置づけられたら、まともな本をつくれなくなる。皆さんと一緒に共謀罪に反対、廃案にしていきたい」と語りました。

行動に参加した、杉並区の男性（65）は、「共謀罪が通ったら、政府のすることに反対する運動をしている一般市民が警察に捕まってしまう。戦争法や共謀罪を孫の代に残したくない」と話します。

川崎市の女性（67）は、「参院では徹底審議し『共謀罪』法案を止めてほしい。野党の皆さんにがんばってほしい」と語りました。

日本共産党、民進党、社民党の各議員も発言。日本共産党の畠山和也衆院議員は、「衆議院の議論で共謀罪は憲法違反の法案だとはっきりしました。安倍政権に立ち向かっていく大きなたたかいをつくっていきましょう」と激励しました。

## 「共謀罪」断固廃案求める

### 参院本会議 仁比氏 審議入り強行を批判

しんぶん赤旗 2017年5月30日(火)

憲法が保障する内心の自由を侵す「共謀罪」法案が29日、参院本会議で審議入りしました。安倍晋三首相の友人が理事長を務める学校法人「加計学園」の獣医学部新設をめぐる、安倍首相らの圧力によって認可の過程がゆがめられた疑惑が深まるなか、その真相解明という国政の最優先課題を脇においた審議入りの強行です。政府・与党は、会期延長も視野に、今国会での成立を狙っています。

日本共産党の仁比聡平議員は代表質問で、加計学園問題に関する予算委員会での集中審議と文科省前事務次官の証人喚問を要求。「真相解明に背を向け、権力の恣意（しい）的乱用が懸念される『共謀罪』法案を推し進めるなど、もってのほかだ」と批判しました。

安倍首相は、加計学園による獣医学部新設は適切に行われたと強弁し、問題を規制改革の是非に矮小（わいしょう）化。学部新設の手続きが「加計学園」ありきで進んだ問題には言及しませんでした。

仁比氏は、共謀罪について「限りなく内心に踏み込んで処罰するものだ。刑事法の大原則を根底から覆し、憲法に違反する」と批判。人権を制約するとの懸念を示した国連特別報告者の書簡に抗議した政府に対し、「特別報告者の権限を理解しない驚くべき姿だ。国連条約のための法案だと言いながら国連特別報告者の厳しい批判を敵視する態度は、国際社会に通用しない」と強調しました。

さらに、「一般人とは組織的犯罪集団と関わりのない人だ」との政府答弁について、「警察に捜査対象と目されれば、誰もが一般人でなくなる」という態度だとして乱用の危険性を指摘。警察権限の拡大をもたらす同法案は「秘密保護法、安保法制＝戦争法、憲法9条改悪と一体に戦争する国づくりを推し進めるものだ」と述べ、断固廃案を求めました。

民進党の真山勇一議員は、秘密保護法や拡大盗聴法などと合わせて「強力な監視社会ができあがる」と批判しました。

## 「共謀罪」法案に対する仁比議員の質問（要旨）

### 参院本会議

しんぶん赤旗 2017年5月30日(火)

日本共産党の仁比聡平議員は参院本会議で、「共謀罪」法案に対する質問を行いました。要旨を紹介します。

格差が拡大する中で、政治や行政を私物化し、これが発覚すると権力づくで隠蔽（いんぺい）する。森友学園問題に続いて、総理の腹心の友が理事長を務める加計学園の獣医学部新設問題について、前川文科省前事務次官が、同学部新設を可能にした規制緩和が「総理の意向」という文書は存在し、公平公正であるべき行政がゆがめられたという重大な証言をしました。

総理自身の進退に関わる重大問題です。文科省に再調査を指示すべきです。予算委員会の集中審議と前次官の証人喚問に直ちに応じ、自ら真相を明らかにするべきです。それに背を向け、権力の恣意（しい）的乱用が懸念される「共謀罪」法案を推し進めるなど、もってのほかではありませんか。

「共謀罪」法案は、疑問をすればするほど国民の懸念がひろがる。それはこの法案が、どんな行為を処罰するのかまったく不明確で、人の生命や身体、財産などの法益を侵害する危険がない合意や実行準備行為を、限りなく人の内心に踏み込んで処罰するものだからではありませんか。

内心の捜査に歯止めがかけられないことは、治安維持法と戦前のわが国の痛苦の教訓です。法案は憲法に反し、近代刑法の大原則を根底から覆すものではありませんか。

「共謀罪」法案を強行する政府与党に対して、国際社会からも厳しい忠告が寄せられています。

総理が法案が不可欠としてきたT O C条約締結について、条約の国連立法ガイドを起草したニコス・パッサス教授は「現在の法体系で対応できないものは見当たらない」とし、「条約を批准することは可能」「国内法の整備は日本国民の意向を反映させるべきだ」と忠告しています。この指摘をどう受け止めますか。

もう一つは、国連プライバシー権に関する特別報告者、ジョセフ・ケナタッチ教授が、政府に対し、T O C条約批准という理由は「プライバシーの権利に対する十分な保護もな



（写真）安倍晋三首相らに質問する仁比聡平議員（手前）＝29日、参院本会議

「この法案を成立することを何ら正当化するものではありません」と厳しく批判していることです。政府が「国連の立場を反映するものではない」と反発するのは、独立した立場で人権理事会への報告を行う特別報告者の権限を理解しない、驚くべき姿です。外務大臣、特別報告者の任務と権限について、明確に説明頂きたい。

国連条約のために必要不可欠といいつつながら、国連特別報告者からプライバシー権や表現の自由への過度の制限になると厳しく批判されたら、これを敵視する。国際社会に通用するはずもありません。

政府は「実行準備行為が行われて初めて処罰される」といいますが、いくら実行準備行為が必要と試みても、結局、犯罪とは無縁な市民の日常生活と区別できないのではありませんか。

法務大臣は「一般人とは組織的犯罪集団と関わりない人」と繰り返します。捜査権力をふるう国家の側が、「警察に捜査対象と目されれば、誰もが一般人ではなくなる」という態度こそ、強権姿勢に他なりません。

わが国の警察は、戦後も、犯罪の未然防止や任意捜査の名で、犯罪とは無縁の市民の人権、プライバシーを深く侵害する公安警察活動、司法警察活動を行い続けてきました。

秘密裏に、可能な限りの技術を用いて国民のプライバシーを侵害してきた警察の活動を、なお正当化されるのでしょうか。

「共謀罪」を新設し、人びとの話し合いを処罰対象とすれば、警察権限を拡大し、情報通信技術がいつそう高度化するなか、監視社会への危険を飛躍的に強めます。特定秘密保護法、安保法制＝戦争法、憲法9条改憲と一体に、戦争する国づくりを推し進めることにほかなりません。日本共産党は国民と力を合わせて廃案を求めます。

## (社説)「共謀罪」審議 国内外の懸念に応えよ

朝日新聞 2017年5月30日

最近明るみに出た警察の活動をあらためてふり返る。

大阪府警は盗みの疑いをかけた男性の車に、裁判所の令状をとらずにGPS装置を装着し、半年以上監視した。事件とは無関係の知人が使う車にも取りつけた。警視庁が捜査した別のケースでは、GPSを使った事実が外部にわからないよう、捜査資料の記載を細工した。

大分県警は昨年の参院選のとき、労働組合の事務所などが入る建物の前に無断でカメラを設置した。出入りする多くの市民の姿がそこには映っていた。

岐阜県警は、風力発電の建設に疑問をもって勉強会を開いた住民の動きを監視し、活動にかかわっていない人も含め、病歴などのさまざまな情報を電力会社側に複数回伝えた一。

参院で「共謀罪」法案の審議が始まった。277の犯罪について計画の段階から処罰できるようにする法案だ。政府は、捜査当局が法を恣意(しい)的・政治的に運用することはありえず、「一般の方々」が捜査対象になることはないかと繰り返している。

しかし、「一般の方々」のプライバシーに踏み込み、権利を侵害する捜査が、現に各地で行われている。発覚しても、「正当な警察業務」として処理される例がほとんどだ。

共謀罪が包括的に導入されれば、監視や情報収集を正当化する根拠となり、その範囲がさらに広がるのではないか。

そう考えるのはごく自然なことだ。ところが衆院の審議では多くの人が納得できる説明はなく、捜査にブレーキをかける具体策も示されなかった。

法案の修正協議が行われ、共謀罪の疑いで逮捕した後の取り調べの様子の録音・録画が、付則に盛り込まれはした。しかしそれは、制度のあり方について今後「可及的速やかに検討を加える」というものに過ぎず、むろん任意段階の捜査への歯止めにもなり得ない。

各国のプライバシー保護状況を調査・監視する国連の特別報告者が、法案への懸念を書いた手紙を安倍首相に送った。摘発の要件とされる「組織的犯罪集団」などの定義があいまいで、このままでは市民の自由や権利が侵害されるおそれがあるという、もっともな指摘だ。

政府はこれを「一方的で不適切」と切り捨てた。批判を受けつけず、議論を拒む政権の姿勢がここにも見てとれる。

法案をめぐる疑念は解消にほど遠く、未消化の論点もたくさん残る。憲法はなぜ、二院制を採用しているのか。その意義が問われる参院審議となる。

## 社説

# 「共謀罪」きょうから参院へ 抜本的な修正を求める

毎日新聞 2017年5月29日

多くの疑問を残して衆院を通過した「共謀罪」法案は、きょうから参院での審議が始まる。

政府はテロ対策を前面に打ち出しているが、捜査権が乱用されれば、警察による監視社会を招く。法案に対する懸念の核心がここにある。

海外と情報を共有するために、国際組織犯罪防止条約の締結は必要だろう。ただし、こうした治安立法に当たっては、人権に最大限の配慮をすることが必要不可欠である。

このため、私たちは「共謀罪」の対象犯罪を大幅に絞り込むことと、捜査権乱用の歯止め策を法案に書き込むことの二つを求める。参院は法案を抜本的に修正すべきだ。

政府がなぜ277の犯罪を対象にしたのか、根拠は不明確なままだ。中には、保安林でキノコを採る森林法違反や、墓を荒らす墳墓発掘死体損壊罪など明らかに関連性の乏しいものが含まれている。

著作権法違反のように国民生活に身近な犯罪もある。政府は、組織的犯罪集団が資金獲得のために海賊版CDの販売を計画するような例を挙げた。しかし、現実性に乏しく、場当たり的な印象は否めない。

自民党法務部会ですら、2007年に犯罪数を128に限定した小委員会案を作成している。外務省によると、条約締結に当たってスペインが共謀罪などの対象にした犯罪数は46、スイスは約100にとどまる。

犯罪の計画、準備段階で処罰することの必要性に着目すれば、大幅な絞り込みが可能なはずだ。

同時に、捜査の行き過ぎを防ぐため、厳格な歯止め策を法案に盛り込むべきである。

衆院では「捜査を行うに当たってはその適正の確保に十分配慮しなければならない」との規定を追加する修正がなされたが、これではまったく不十分だ。労働組合や市民団体の活動を、警察が不当に監視できなくする明文規定が必要だろう。

法案については、プライバシー権に関する国連特別報告者が、恣意（しい）的な運用のおそれを指摘している。政府は耳を傾けるどころか抗議した。

参院は、衆院での「過ぎたるを抑え、足らざるを補う」ところに存在意義がある。国民的な合意が不足している法案だからこそ、再考の府ならではの役割を果たすべきだ。

## 「共謀罪」徹底審議で廃案

### 小池書記局長 参考人招致充実を

しんぶん赤旗 2017年5月30日(火)

日本共産党の小池晃書記局長は29日、国会内で会見し、同日、参院審議入りした「共謀罪」法案について、世論調査で国民の約8割が説明不十分だと言っていることに触れ、「徹底した審議を行うのが国会の責務だ。徹底審議で廃案に追い込んでいきたい」と述べました。

国連の人権問題の特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏や、国連の『立法ガイド』を書いたニコス・パッサス教授など国際社会からも懸念が寄せられている問題について、「参考人として国会に招致して、話を聞く必要がある」と強調。さらに憲法、国際法、刑法、刑事訴訟法、実務法曹、冤罪（えんざい）被害者やテロ対策の専門家などの参考人招致と、衆院では行われなかった一般公募による公聴会も「必須だ」と語りました。

政府側が国際条約締結を口実としていることに加え、大垣警察の市民監視事件や、昨年の参院選での大分県別府市での警察による盗撮などを質疑で問いたすために外相と国家公安委員長の常時出席が必要だと主張しました。